

## 初度費の使用内訳の提出等及び専用治工具等の管理に関する特約条項

(初度費の使用内訳の提出等)

- 第1条 乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、初度費（設計費、試験費及び技術提携費並びに専用治工具、専用機械、専用装置等（以下「専用治工具、専用機械、専用装置等」を「専用治工具等」という。）を取得する費用のうち、初度の調達に係る費用であって、調達物品等の生産等に当たり特別に必要となるものをいう。）をもってその費用に充てることが予定されている費目について、各費目毎に要する費用（契約金額の内訳として見積もった金額）を記載した書面を提出するものとする。
- 2 乙は、この契約において、確定計算価格見積書又は実際価格計算書の提出が義務付けられている場合は、甲に対し、初度費をもってその費用に充てた費目について、各費目毎に要した費用、又は要する予定の費用を記載した書面を提出するものとする。
- 3 前2項の金額は、一般管理及び販売費、利子、利益を含まない金額とする。
- 4 第2項に規定する書面は、確定計算価格見積書又は実際価格計算書と同時に提出するものとする。
- 5 乙は、将来において甲を含む防衛省全機関との間の契約で同一又は同種（量産途中に仕様書改となったもの。）の製品に係る契約を締結した場合は、この契約における初度費に係る設計及び試験の成果を活用し、かつ、専用治工具等を使用して、当該契約を履行するものとし、当該設計若しくは試験又は専用治工具等に係る費用を重複して請求しないものとする。
- 6 乙は、将来の契約を含めた甲を含む防衛省全機関との間の契約の履行のためにのみ、この契約において実施した設計及び試験の成果並びにこの契約において取得した専用治工具等を使用するものとする。ただし、甲と別途協議して定めるところにより乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

(専用治工具等の管理)

- 第2条 乙が取得した専用治工具等の所有権は、乙に帰属する。
- 2 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用治工具等を維持管理しなければならない。
- 3 乙は、専用治工具等を取得したときは、甲に対し、取得した専用治工具等の名称、取得時期、数量、取得金額を速やかに報告するものとする。ただし、乙が取得した専用治工具等につき、そのすべてについて、名称、取得時期、数量、取得金額を報告できないやむを得ない事情があると認められる場合は、甲と協議の上、報告の対象を取得金額が10万円又は20万円以上の専用治工具等とすることができる。また、当該専用治工具等の品目数が膨大な場合には、甲と協議の上、1年を超えない一定の期間毎にまとめて報告することができる。
- 4 不要となった専用治工具等の取扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。
- 5 乙は、この契約において、下請負者が初度費をもって専用治工具等を取得する場合には、前各号に定める甲が行う専用治工具等の管理と同様の管理を当該下請負者に対して行うものとする。
- 6 乙は、甲が求めるときは、前項の管理の状況を報告するものとする。